

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年2月13日
【会社名】	株式会社網屋
【英訳名】	AMIYA Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 石田 晃太
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋浜町三丁目3番2号
【電話番号】	(03)6822-9999
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 宮田 昌紀
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋浜町三丁目3番2号
【電話番号】	(03)6822-9999
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 宮田 昌紀
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	新株予約権付社債及び新株予約権証券
【届出の対象とした募集(売出)金額】	(第1回無担保転換社債型新株予約権付社債) その他の者に対する割当 1,500,000,000円 (第3回新株予約権証券) その他の者に対する割当 8,185,600円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 1,055,225,600円
(注) 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の払込金額の総額並びに第3回新株予約権証券の払込金額の総額及び新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日現在における見込額です。また、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は、全ての第3回新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額であり、行使価額が調整された場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は増加又は減少する可能性があります。また、第3回新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が第3回新株予約権を取得し、又は買い取って消却した場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は減少する可能性があります。	
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社は、2026年2月13日、株式会社東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)により自己株式を取得いたしましたので、2026年2月12日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、「募集又は売出しに関する特別記載事項」を訂正し、また、添付書類である自己株券買付状況を追加するため、また、2026年2月12日付をもって提出した有価証券届出書の添付書類として提出した「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

募集又は売出しに関する特別記載事項

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

（添付書類の追加）

自己株券買付状況

（添付書類の差し替え）

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第一部【証券情報】

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

<訂正前>

2. ロックアップについて

当社は、2026年2月12日開催の取締役会において、以下のとおり、自己株式取得に係る事項について決議をしてあります。

(1) 取得する株式の種類	当社普通株式
(2) 取得し得る株式の総数	320,000株(上限) (発行済株式総数(自己株式を除く。)に対する割合3.76%)
(3) 株式の取得価額の総額	1,056,000,000円(上限)
(4) 取得期間	2026年2月13日
(5) 取得方法	東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による買付け

<訂正後>

2. 自己株式取得に係る事項の決定について

当社は、2026年2月12日開催の取締役会において、自己株式取得に係る事項について決議をしております。当社は、上記取締役会決議に基づき、2026年2月13日に以下のとおり自己株式の取得を行いました。

なお、上記取締役会決議に基づく自己株式の取得は2026年2月13日をもって終了しております。

(1) 取得した株式の種類	当社普通株式
(2) 取得した株式の総数	303,200株
(3) 株式の取得価額の総額	888,982,400円
(4) 取得日	2026年2月13日
(5) 取得方法	東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による買付け

第三部【参照情報】

<訂正前>

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照下さい。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第29期（自2024年1月1日 至2024年12月31日）2025年3月28日関東財務局長に提出

2【半期報告書】

事業年度 第30期中（自2025年1月1日 至2025年12月31日）2025年8月13日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

該当事項はありません。

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書提出日（2026年2月12日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（2026年2月12日）現在において変更の必要はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もないと判断しております。

<訂正後>

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照下さい。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第29期（自2024年1月1日 至2024年12月31日）2025年3月28日関東財務局長に提出

2【半期報告書】

事業年度 第30期中（自2025年1月1日 至2025年12月31日）2025年8月13日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

該当事項はありません。

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2026年2月13日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2026年2月13日）現在において変更の必要はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もないと判断しております。